

職務内容書（セキュリティセンター非常勤職員）

1. 職種及び任期

技術本部セキュリティセンター 非常勤職員 若干名

（任期：委嘱日より2017年3月31日迄。ただし、業務実績、能力等、勤務状況を勘案し、必要があると認められた場合には任期延長の可能性あり。）

2. 職務内容

当機構は、わが国のサイバーセキュリティ対策の強化に向け、従前より積極的な業務展開を行ってきたところである。

今般、「我が国のサイバーセキュリティ推進体制の更なる機能強化に関する方針」（平成28年1月25日 サイバーセキュリティ戦略本部決定）において、関連法案の成立等を前提として、当機構において独立行政法人等の監視体制を構築すること、当機構に対して独立行政法人等に係る監査及び原因究明調査の一部について委託することが決定された。

このように、当機構におけるサイバーセキュリティ関係業務の大幅な拡大が見込まれており、今後急速に増大することが想定される当機構の関係予算を、適切に執行・管理等することを目的として、当該職員は次の業務に従事する。

- （1）独立行政法人等の監視等に係るシステムの構築やこれに必要な設備、周辺機器の調達等が着実かつ円滑に実施されるよう、適切な予算の執行・管理に向けた各種助言・指導等を行う。
- （2）（1）の業務の実施に際して、関係法令、諸規則の確認など、必要な調査等を行う。
- （3）（1）及び（2）の業務の実施に当たって、当機構内のみならず、外部の関係機関等との間で必要な調整を行う。

3. 当該職員に求められる能力等

「2. 職務内容」を十分に遂行するため、少なくとも、以下に挙げる要件を満たすこと。

- （1）わが国の予算制度及び独立行政法人の予算制度に関して十分な知識を有すること。
- （2）これら制度に基づいた実際の予算執行・管理に係る業務経験を10年以上有すること。
- （3）関係法令、諸規則への適合性につき、的確に判断できること。
- （4）当機構内・外部関係機関との間で適切なコミュニケーションが取れ、必要な調整を行えること。

注. 以上の各項目は、サイバーセキュリティあるいはITシステム等に関する技術的能力を求めるものではない。

4. 勤務条件等

(1) 勤務形態

技術本部セキュリティセンターにおける非常勤嘱託職員として委嘱する。

勤務頻度の目安は週3日程度とし、勤務時間は9:30～18:15とする。

ただし、勤務頻度や勤務時間に関しては、上記「2. 職務内容」の状況に応じて柔軟に対応するものとする。

(2) 勤務地

東京都文京区本駒込二丁目28番8号 文京グリーンコートセンターオフィス16階
独立行政法人情報処理推進機構 技術本部セキュリティセンター

(3) その他

関連予算又は関連法案の国会審議の状況によっては、上記内容を変更する可能性がある。

職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後といえども同様とする（違反した場合は、関係法令、諸規則にもとづき罰則等が適用されることがある）。

日本語で円滑なコミュニケーションが図れるものとする。

以上